平成30年10月25日

净十宗宗務総長

豊 岡 鐐 尓 殿

財政委員会 委員長 伊藤 眞 成

「一宗課金早期完納寺院報奨金制度の見直し」に関する提言書

平成30年3月開催の第118次定期宗議会の予算及び財政特別委員会において、「一宗課金の早期完納寺院報奨金の割合等について、財政委員会にて研究されたい」との要望事項が付されことを受け、貴殿より本委員会に標記の件が付託されたことから、当局から提示された資料等を慎重に検討した結果、次のとおり提言する。

1. 課題事項

(1) 早期完納寺院報奨金制度の見直しについて

2. 今回の提言にかかる委員会開催日及び開催場所

(1)第8回財政委員会平成30年3月29日浄土宗宗務庁(京都)(2)第9回財政委員会平成30年5月24日浄土宗宗務庁(京都)(3)第11回財政委員会平成30年10月25日浄土宗教化研修会館

3. 一宗課金早期完納寺院報奨金の導入の目的及び現在の制度について

早期完納寺院報奨金の導入の目的としては、課金の納入時期が遅れると、新たに年間の資金計画を 策定するなど、浄土宗が事業を行ううえで、運転資金を借り入れる等の支障をきたす恐れがあること、 また寺院にとっても、お盆の後の方が納入しやすいこともあり、早期(8月末)に課金を完納した寺 院には、報奨金を交付している。

この制度については、財務規程第12条において、「当該年度の一宗課金を8月31日までに完納した寺院には、毎年度予算で定める報奨金を交付することができる。」とあり、また、同条第2項において、「報奨金は、通常課金のうち均等割課金及び等級割課金に対して交付する。」と規定されている。

また、報奨金の割合については、「毎年度予算で定める」とあるものの報奨金制度が導入された昭和 3 7年以来、当時の預金金利等の関係から、均等割課金及び等級割課金の5%で予算化され、現在も 通常課金(均等割課金及び等級割課金)の5%と、同じ割合により交付をしている。

4. 検討内容の経過について

従来から、5%の割合については、本委員会でも度々話題となっていたが、特に平成25年度から27年度まで検討を行った「浄土宗財政の基盤確立にむけて」において、宗の財政基盤の確立のためには、宗門の将来に主眼を置くことに焦点をあて、報奨金「5%」という率を改定すべきであるとの提言(報告書『浄土宗財政の基盤確立にむけて』平成27年11月16日付)が出されている。

今般、去る平成30年3月開催の第118次定期宗議会の予算及び財政特別委員会において、「一宗

課金の早期完納寺院報奨金の割合等について、財政委員会にて研究されたい」との要望事項が付され ことを受け、本委員会において、改めて検討をすることになった。

まず、平成30年3月29日開催の平成29年度第3回財政委員会(通算第8回)では、報奨金の廃止を含め議論をした。報奨金が無ければ、課金の納入時期が年度末でもよいことになり、納入時期が遅れることで、前期分の本宗の事業が行えないことが想定される。一時的に資金不足が惹起することも想定され、金融機関より借り入れを行う事態に発展する恐れもある。そのような事態を鑑みると、報奨金はこのまま継続し、導入当時から変わらない5%については、現在の金利とは大きな隔たりがあることから、委員全員が速やかに見直すべきとの見解に達した。ただし、報奨金は、本来、寺院に交付されるものであるが、実質は交付ではなく課金から差し引く形で納入することから、各教区あるいは組により、教区費・組費に充てられている実情がある。これらを考慮すると慎重に検討する必要があるとして、まずは教区ごとの報奨金の利用用途について調査し、次回の委員会に報告することとなった。

平成30年5月24日開催の平成30年度第1回財政委員会(通算第9回)では、前委員会で要求した各教区ごとの「報奨金の利用用途のアンケート結果」を確認した上で、引き続き意見交換を行った。早期完納寺院報奨金の割合を下げることによって、教区費・組費に大きな影響を与えるのではないかと懸念していたが、その結果は、当初の想定よりも少ないものであった。しかしながら、少なからず影響のある教区に対しては、教区事務費を増額するなどの対応が必要ではないかとの意見もあった。

また、一宗課金の納入方法として、現在の郵便振替のほかに、口座からの引き落としにも対応する時代ではないかと委員から提案があったが、一宗課金のみを口座引き落としにすることにより、教区費やその他の会費の納入に影響があるのではないかとの意見も出され、将来的に、宗・教区ともに事務量を減らせるような方策を引き続き検討すべきとした。

平成30年10月25日開催の平成30年度第3回財政委員会(通算第11回)では、第1日目に、第8回及び第9回で検討した内容を取りまとめ、再度確認した内容を、『提言書』として、同日付けで宗務総長に提出することとした。

5. 提言について

本委員会は、早期完納寺院報奨金の割合を下げたとしても教区費・組費に大きく影響することはないと判断し、報奨金の割合を下げるべきと提言する。

次にその割合については、報奨金制度導入の背景を考慮すると、割合を下げ過ぎた場合には、寺院 にとって制度利用のメリットが無くなり、早期完納寺院が減少してしまう恐れがあることから、寺院 側にとってのメリットを感じるレベルとして、3%に引き下げることを提言する。

当局におかれては、早期に予算化し、速やかに遂行されるよう望むものである。

以上

委員長 伊藤眞成副委員長 光岡素生

委 員 武田和清、小口秀孝、服部照友、炭屋昌彦